

正副委員長案における差別の禁止と相談・紛争解決体制について

1 基本的な考え方

(1) 条例案の正副委員長案では、差別の禁止（差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務をいう。以下同じ。）の対象（差別の主体を含む。以下同じ。）と相談体制・紛争解決体制で取扱う差別事案の対象とを同一にしている。これにより、相談から紛争解決まで一貫性のある体制が整備され、差別の禁止の実効性が担保される。

他の道府県の条例の中には、差別の禁止の対象よりも、相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が狭く設定されているもの（3頁3(2)の表）があるが、このような場合、差別の禁止の実効性が制度上担保されないこととなる。

(2) 差別の禁止の対象については、上記(1)との関係や国、県、市町がそれぞれ独立性を持つ機関であることを踏まえると、県及び県の設立した地方独立行政法人と事業者を条例における差別の禁止の対象としていくことが基本になる。

また、聴き取り調査の結果や広域自治体としての県の役割に鑑みると、市町等での差別事案の解決を県が補完することも必要であると考えられることから、正副委員長案では、県等及び事業者のほか、市町等も含める構成としている。

差別の禁止の対象に含まれないものについても、相談が寄せられた場合には、関係行政機関につなぐ役割を果たしていくこととなる（また、差別の禁止の対象については、条例の運用の状況を踏まえた見直しの際に、再度検討することも考えられる）。

なお、差別の禁止の対象を考える場合、①実効性の担保、②相談体制・紛争解決体制に投入すべき人員等の規模、③国・県・市町それぞれの既存の窓口との関係、などの課題について整理する必要がある。

【正副委員長案】

差別的取扱い・合理的配慮	相談	紛争解決
行政機関等・事業者	行政機関等・事業者による差別・合理的配慮の不提供	行政機関等・事業者による差別・合理的配慮の不提供

※「行政機関等」には、県・県が設立した地方独立行政法人のほか、市町、県の区域内の特別地方公共団体などを含む。

2 他の道府県の条例について

(1) 比較の対象

差別の禁止の対象と相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象との関係について、12 府県の条例と正副委員長案との比較を行う。

※他の道府県の条例は、現時点で 25 に及び、なおかつ、様々な構成があるため、①相談体制・紛争解決体制の双方を規定、かつ、②合理的配慮の提供義務の主体を明示しているもの、に絞る。

(2) 他の道府県の条例

①差別の禁止の対象と相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象

他の道府県の条例は、以下の対応に分かれている。

(ア) 相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が差別の禁止の対象と同一とされているもの（5 県）

(イ) 相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が差別の禁止の対象よりも狭く設定されているもの（7 府県）

②国、市町村の取扱い

(ア) 他の道府県の条例では、「何人も」の形式で差別を禁止しているものが見られるが、福岡県の条例を除き、条文上、国の行政機関・独立行政法人等を含むことをうかがわせる文言はない。

※「何人も」の形式を採用している県の一部に電話調査を行ったところでは、条例策定の時点では、国などを含むことは想定されていなかった。国が関わる事案については、相談事例がないところも存在したが、ハローワークや国定公園での差別などの相談を受けた実績がある（年 1 件程度）ところも存在した。

(イ) 差別の事例を具体的に規定している条例（千葉県、長崎県など）においては、「教育における差別」が列挙されているなどの事情から、市町村が差別の主体になることを想定していると思われるものがある。

3 比較対象とした12府県の状況

(1) 相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が差別禁止の対象と同一（5県）

	差別的取扱い・合理的配慮	相談	紛争解決
茨城県、千葉県、富山県、奈良県、長崎県	全ての者（何人も）（※）	全ての者による差別・合理的配慮の不提供	全ての者による差別・合理的配慮の不提供

※長崎県は、禁止原則に加え、事業分野ごとに差別を具体化

(2) 相談体制・紛争解決体制で取り扱う差別事案の対象が差別の禁止の対象よりも狭く設定されているもの（7府県）

	(上段) 差別的取扱い (下段) 合理的配慮	相談	紛争解決
栃木県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	事業者による差別
	県・県民	県・事業者・県民による合理的配慮の不提供	—
埼玉県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	事業者による差別
	県・事業者	県・事業者による合理的配慮の不提供	事業者による合理的配慮の不提供
静岡県	県・事業者	県・事業者による差別	事業者による差別
		県・事業者による合理的配慮の不提供	事業者による合理的配慮の不提供
京都府	府・事業者・事業主	府・事業者・事業主による差別	府・事業者・事業主による差別
		府・事業者による合理的配慮の不提供	—
大阪府	(規定なし) 事業者を念頭	事業者による差別	事業者による差別
		事業者による合理的配慮の不提供	—
福岡県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	行政機関等・事業者による差別
		全ての者による合理的配慮の不提供	行政機関等・事業者による合理的配慮の不提供
宮崎県	全ての者（何人も）	全ての者による差別	全ての者による差別
	県・事業者	県・事業者による合理的配慮の不提供	—

※障害者差別解消法の対象とされている行政機関等・事業者については、条例で合理的配慮の提供義務を重ねて規定しない場合があり、条例の禁止規定と相談事案等が一致しないことがある。